

# **妙高市**

## **循環型社会形成推進地域計画**

**新潟県妙高市**

**平成30年11月14日 作成**

**平成31年 3月29日 承認**

**令和2年11月30日 承認**

**平成3年 3月31日 承認**

**令和4年 3月11日 報告**

## 目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
3. 施策の内容	4
4. 計画のフォローアップと事後評価	10

### 添付資料

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	11
様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	13
様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	14
参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）	15
参考資料様式 8 計画支援概要	16
別添 1 <トレンドグラフ>	17
別添 2 <計画地域内的一般廃棄物処理施設の位置図>	18
別添 3 <現有施設の概要>	19

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

市町村名：新潟県妙高市

面 積： 445.63 km<sup>2</sup>

人 口： 32,593 人（平成 30 年 10 月 1 日現在）

#### ※各種地域指定

特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）：妙高市全域

振興山村地域（山村振興法）：旧矢代村・旧杉野沢村の区域

過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法）：旧妙高村の区域

### (2) 計画期間

本計画は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

妙高市は、新潟県の南西部に位置し、上越市、糸魚川市、長野県の飯山市、長野市などに接している。日本百名山の秀峰妙高山をはじめ、火打山、斑尾山などの裾野は広大な妙高山麓の高原丘陵地帯を形成し、北東部には高田平野が広がり海へと続いており、平坦地では稲作を中心とした農業が盛んである。

また、妙高山麓一帯は妙高戸隠連山国立公園に属し、雄大な自然の景観と四季折々の変化に富み、湧出量豊富な温泉やたくさんのスキー場など観光地も抱え、観光業も盛んである。

近年は産業の活性化を受け、事業系一般廃棄物の排出量も増える傾向にあり、今後は外資系の大規模なリゾート施設の運営が開始されたことからも、さらに増加傾向が見込まれる。そのため、事業系一般廃棄物の再資源化を進め、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。

生活系ごみについては、可燃性廃棄物の約 7 割を占める布・衣類や紙類を中心として、分別収集以外にも拠点回収にも力を入れていくことで、リユース・リサイクルをより一層進め、可燃性廃棄物の総量の減量化に努め、併せて再資源化率を向上させていく。

### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

新潟県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見等を踏まえながら「新潟県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定している。

その中で、妙高市は近隣の上越市・糸魚川市と今後の施設整備の検討を進めることとした。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、14,442 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,436 トン、リサイクル率 (= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)) は 30.7 % である。

中間処理による減量化量は 8,914 トンであり、排出量のおおむね 6 割が減量化されている。また、排出量の 7.6 % に当たる 1,092 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 9,833 トン (燃えるごみ 9,755 トン + リサイクル施設排出残さ 78 トン) である。焼却施設では、余熱利用による場内暖房や温水の場内利用に使用しており、さらに、隣接する健康増進施設ほっとランドの浴場へ温水供給している。

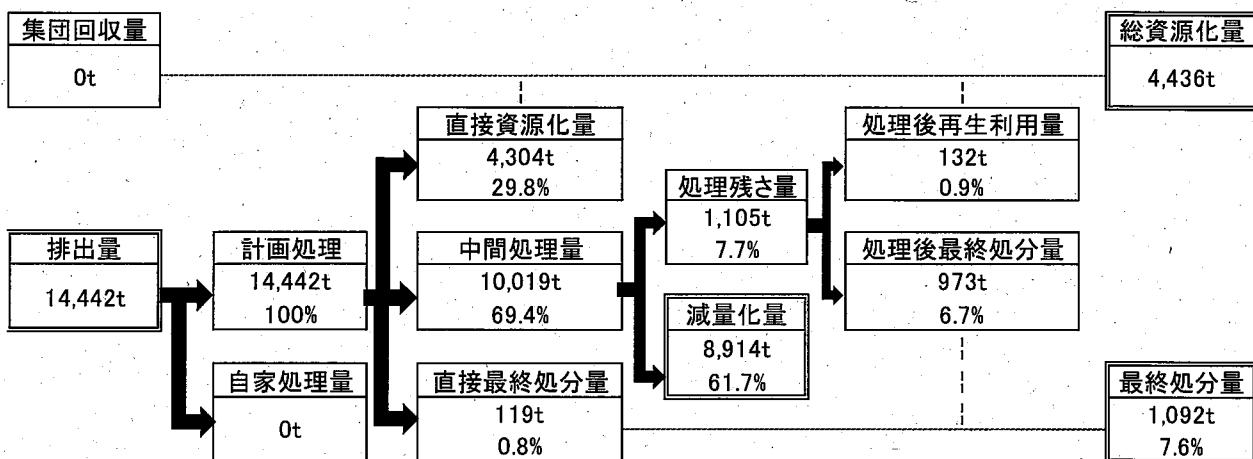


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。なお、事業系ごみの総排出量については、近年の介護福祉施設の開設や大型リゾート施設のオープン等から横ばい傾向として目標設定しているが、燃えるごみの減量に向け、さらなる取り組みを推進する。

指 標		現 状 (割合※1) (平成29年度)	目 標 (割合※1) (平成36年度)
排 出 量	事業系 総排出量	6,581トン	6,580トン (0.0%)
	1 事業所当たりの排出量※2	2.4トン/事務所	2.4トン/事務所 (0.0%)
	生活系 総排出量	7,861トン	7,195トン (-8.5%)
	1 人当たりの排出量※3	179kg/人	164kg/人 (-8.4%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	14,442トン	13,775トン (-4.6%)
再生利用量	直接資源化量	4,304トン (29.8%)	4,545トン (33.0%)
	総資源化量	4,436トン (30.7%)	4,669トン (33.9%)
エネルギー回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発熱電力量)	—	—
最終処分量	埋立最終処分量	1,092トン (7.6%)	978トン (7.1%)

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

### 用語の定義

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

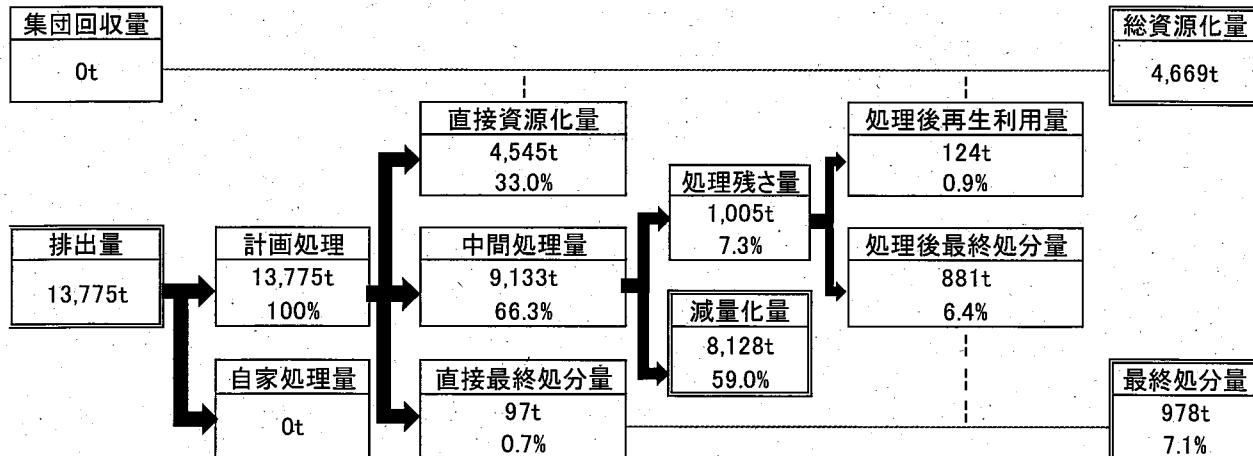


図2 目標達成時的一般廃棄物の処理状況フロー

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ①有料化（廃棄物の質・排出量に応じた適正な費用負担）

生活系ごみのうち可燃ごみと埋立ごみは、指定袋や中間処理施設への直接搬入において、均一従量制により課金し、事業系ごみは中間処理施設への直接搬入において、均一従量制により課金している。

排出者が廃棄物の質や量に応じて適正な処理コストを負担するごみの有料化を継続することで、ごみの排出抑制や再生利用などの意識を啓発していく。

併せて、廃棄物処理手数料の適正な負担割合を検証し、継続的に見直しを行う。

##### ②情報提供・意識啓発の推進

分別方法やごみ排出量などの基礎情報のほか、回収された資源物がどのようにリサイクルされるのか、発生抑制・分別の必要性やそのメリットなどについて情報提供し啓発していく。

また、「ごみの出し方カレンダー」など毎年作成する刊行物は、より見やすく理解しやすい内容に工夫するほか、ごみ減量のヒントなどの情報を掲載して、市民の意識向上を図るため、改善していく。

##### 【主な取り組み】

- 1) 市報、ごみの出し方カレンダー、妙高チャンネル、ホームページによる広報活動
- 2) 地域向けのごみ減量リサイクル説明会の開催
- 3) 環境月間や環境フェア開催時のポスター展示等による普及啓発
- 4) 各種団体が開催する環境イベント、講演会、パネル展、ポスター公募・展示等の支援
- 5) 3Rキャンペーン月間の消費者団体等と連携したマイバッグ持参の普及啓発
- 6) 事業者に向けたエコニュースの発行等によるごみ減量・リサイクル促進の啓発・指導
- 7) 事業所をごみ減量・リサイクル推進店に認定し、簡易包装やマイバックの推奨など消費者と小売店が一体となってごみ減量・資源化運動を促進

##### ③環境教育の充実

中間処理施設の見学や環境ポスター・標語の募集など、教育現場における環境教育の充実を図り、子どもの頃から環境への関心が深まるように啓発を行う。

また、生涯学習として、ごみ減量・リサイクルをはじめとした各種環境出前講座や地域活動の充実に取り組む。

##### 【主な取り組み】

- 1) 妙高クリーンセンター、あらい再資源センターの施設見学の受入れ
- 2) 小中学校への環境ポスター・標語の募集、表彰と展示
- 3) 妙高チャンネル「元気いきいき健康妙高」での食育と連携した啓発
- 4) 環境出前講座やいきいきみょうこう出前講座の開催
- 5) (一財) 上越環境科学センターなど各種団体が主催する講座の紹介、活用

#### ④拠点回収の充実

公共施設やごみ処理施設において、小型家電製品や割りばし、綿布、衣類・かばん・食器類などの拠点回収を実施していく。これまででも回収場所や回収品目の拡大を図ってきたが、今後も地域性や排出状況などの実情を勘案し、拠点回収の新たな場所や方法について、検討していく。

#### ⑤「もったいない！食べ残しぜロ運動」

家庭や飲食店等での「食べ残し」を減らすため、買いすぎない、適量を注文する等の取り組みを行う「もったいない！食べ残しぜロ運動」を実施していく。この運動を市民や事業者へ広く周知を図るとともに、飲食店・宿泊施設に対して、この運動の協力店として登録を呼びかけ、「食品ロス」の削減に向けた取り組みを家庭・事業者両者で行っていく。

#### ⑥リユース情報の提供と啓発普及

家庭で眠っている不用品や希望の品物を登録し、お互いの希望が合えば、譲ったり、譲り受けたりする「不用品登録バンク制度」や、あらい再資源センターに持ち込まれたもので再使用できる物を希望者に引き取ってもらうリユースコーナーの設置、さらにはまだ使える衣類・かばん・食器類の無料回収など、市で行っているリユースの取り組みを広く周知していく。

これらの取り組みにより、市民へのリユース（再利用）の意識を根付かせるとともに、家庭等でのリユースを普及させ、ごみの減量を図る。

## (2) 処理体制

### ア. 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

家庭から排出されるごみは、燃えるごみ、燃えないごみ（陶器・ガラス類、灰類）、資源ごみ（あき缶、あきビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装（飲料用紙パック、段ボール）、古紙類（新聞紙、その他の紙）、乾電池・蛍光管・電球、金属類・大型プラスチック、廃食用油）の11種14分別に分けて排出され、その他に粗大ごみの戸別回収も実施している。

燃えるごみは、妙高クリーンセンターにおいて焼却処理している。燃えないごみは、民間事業者において破碎処理を行い、その際に出る燃えないごみ用の指定ごみ袋は分別して妙高クリーンセンターで焼却処理し、破碎された燃えないごみは妙高高原一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。

資源ごみは、あらい再資源センターや民間事業者において選別・圧縮・梱包等の処理を行った後に、再生事業者によって再資源化されている。

この他に、資源化を促進するための拠点回収として、せん定枝・木材を民間事業者で、綿布・割りばし・入れ歯・使い捨てカイロ・小型家電製品を市内公共施設等で、衣類・かばん類・食器類はあらい再資源センターで、それぞれ回収して再利用や再資源化に結び付けている。

なお、将来的に可燃ごみ処理は効率的な熱回収（発電）システムを持った施設を整備する必要があるが、現状においては既存処理施設（妙高クリーンセンター）の長寿命化計画を策定した上で、基幹的設備改良を行い、適正な運営・管理を行う。

### イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業者や許可事業者について、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみを妙高クリーンセンター及びあらい再資源センターへ直接搬入してもらい処理している。また、せん定枝・木材も民間事業者に直接搬入してもらい再資源化している。この他、許可事業者により事業系の生ごみや金属ごみが回収され再生事業者によって再資源化も進められている。今後も、引き続き事業活動に伴う廃棄物の処理責任を明確にし、適切に処理を行っていくよう指導していく。

### ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

燃えるごみのみ妙高クリーンセンターで事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別なく受け入れ、処理を行っている。今後は、ごみの減量化を図るために、事業者に対し燃えるごみ自体の排出削減を訴えていく。

### エ. 今後の処理体制の要点

- ◇ 基本的には現在行っている処理体制を継続していくものとし、廃棄物処理施設へ直接搬入しにくい遠方地域の住民のために、臨時の拠点回収機会を設けるなどして、更なる資源化率の向上に努めていく。
- ◇ 事業系ごみについては、事業者の排出者の責任に基づき適正に処理していくよう指導する。
- ◇ 安定的なごみ処理システムの確保に向け、ごみ焼却施設の基幹的設備の大規模改修を進める。

表2 妙高市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H29年)		今 後 (H36)	
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
燃えるごみ	焼却	妙高クリーンセンター	9,755
金属類	大型プラスチック	大型プラはあるいは再資源センターで破砕後、妙高クリーンセンターで焼却 金属類はあるいは再資源センターで選別 圧縮後、壳却	264
あき缶		あらいたい再資源センターで選別圧縮後、壳却	124
あきビン		あらいたい再資源センターで選別圧縮後、壳却	283
ペットボトル		委託処理後に壳却(国内で再商品化を 条件)	100
プラスチック製容器包装	リサイクル	委託処理	220
紙製容器包装(飲料用紙パック)		壳却	4
紙製容器包装(段ボール)		壳却	409
古紙類(新聞紙・その他の紙)		壳却	2,513
乾電池・蛍光管・電球		委託処理	15
燃えないごみ(陶器・ガラス類)	破碎・埋立	委託業者にて破碎後、妙高高原一般廃棄物最終処分場	99
燃えないごみ(灰類)	埋立	妙高高原一般廃棄物最終処分場	20
その他リユース・リサイクル品(せん定枝、割りばし、衣類、食器、生ごみ他)	リユース リサイクル	あらいたい再資源センター等で拠点回収 その後、壳却または無償提供、もしくは許可業者による独自収集処理	636
粗大ごみ	その他	委託処理	処理実績は燃え るごみ及び金属類に含まれる

分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却	妙高クリーンセンター	妙高高原一般廃棄物最終処分場	8,845
金属類	大型プラスチック	埋立	あらいたい再資源センター	265
あき缶		再資源化	あらいたい再資源センター	
あきビン		再資源化	委託処理	299
ペットボトル		再資源化	委託処理	105
プラスチック製容器包装	リサイクル	再資源化	委託処理	232
紙製容器包装(飲料用紙パック)		再資源化	壳却	4
紙製容器包装(段ボール)		再資源化	壳却	432
古紙類(新聞紙・その他の紙)		再資源化	壳却	2,654
乾電池・蛍光管・電球		再資源化	委託処理	16
燃えないごみ(陶器・ガラス類)	破碎	埋立	妙高高原一般廃棄物最終処分場	100
燃えないごみ(灰類)	埋立		壳却または無償提 供、もしくは許可業 者による独自収集処 理	20
その他リユース・リサイクル品(せん定枝、割りばし、衣類、食器、生ごみ他)	リユース リサイクル		協同施設、民間事業者	672
粗大ごみ	その他	破碎分別	妙高クリーンセンター、おら い資源センター、妙高高原一 般廃棄物最終処分場	処理実績は燃 るごみ及び金属 類に含まれる

(3) 処理施設の整備

廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の施設整備は表3のとおり行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設 妙高クリーンセンター	妙高市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	流動床炉 70t/16h	妙高市大字高柳 931-1他	H33～H35

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	妙高市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業 (事業番号1) に係る基本設計等調査事業	基本設計、発注仕様書の作成、各種数値の測定	H32

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表5のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表5 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	妙高市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業 (事業番号1) に係る長寿命化総合計画策定支援事業	延命化計画・施設保全計画の作成	H31

## (6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 臨時拠点回収の開催

市民への資源物搬出への意識啓発を目的として、あらい再資源センターから遠方の地域を中心として、降雪期前に臨時の拠点回収を実施し、リサイクル意識の醸成を図る。

### イ 事業者による身近なリサイクルの輪の推進

販売店や商店街の協力を得て、容器包装類やペットボトルなどの店頭回収の定着・拡大を図るとともに、新たに開店する大型小売業者に店頭回収を依頼するなど、市民にとって身近な場所でのリサイクルの輪づくりを進める。

### ウ 事業系ごみの排出者責任による処理の推進

廃棄物処理法などにより、事業者の責任で廃棄物を適正に処理するという「排出者責任」を徹底し、ごみの適正処理の推進と排出抑制意識の高揚を図る。

### エ 公共施設等におけるごみ減量の取り組み強化

市役所や学校、認定こども園・保育園をはじめとした公共施設において、市民・事業者の模範となるよう、率先したごみの発生抑制、分別排出の徹底を図る。特に、燃えるごみに多く含まれる「紙ごみ」を削減するため、分別実態調査の実施等により改善・指導を行い、古紙類の資源化を徹底する。また、環境物品の購入や使用により環境に配慮した取り組みを徹底する。

市が主催・関与するイベントでは、リユース品の使用や発生するごみの分別徹底によるごみの減量・資源化を推進する。

### オ 環境美化活動の推進・不法投棄対策

各町内会で組織される環境衛生対策協議会を通じて、各地域での一斉清掃など環境美化活動を推進する。また、協議会において市内全域をカバーできるよう不法投棄防止監視員 28 名を任命し、不法投棄パトロールやポイ捨てごみなどの回収作業を実施し、ポイ捨てや不法投棄しにくい環境づくりに引き続き取り組んでいく。

### カ 災害時の廃棄物処理に関する事項

新潟県地域防災計画、妙高市地域防災計画を踏まえ、第 2 次妙高市一般廃棄物処理基本計画の内の災害廃棄物処理計画の基本方針に基づき、大規模な災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正な処理に努める。

また、大規模災害の発生時には「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」(平成 18 年 10 月 23 日成立)に基づき、県や近隣市町村の応援を受けながら、効率的で迅速な処理を実現することとする。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて関係機関と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

## 様式1

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

## 1 地域の概要

(1) 地域名	妙高地域	(2) 地域内人口	32,593人	(3) 地域面積	445.63 km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	妙高市	(5) 地域の要件*	人口 <input checked="" type="checkbox"/> 沖縄 离島奄美 <input checked="" type="checkbox"/> 半島過渡 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立されていない場合、今後の見通し：				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標 令和6年度
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
事業系 総排出量(トン)	5,633	6,085	6,087	6,560	6,507	6,581	6,580(H29比100%)
1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4
生活系 総排出量(トン)	8,983	8,312	8,078	8,153	7,875	7,861	7,195(H29比92%)
1人当たりの排出量(kg/人)	190	177	175	182	176	179	164
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	14,616	14,397	14,165	14,713	14,382	14,442	13,775(H29比95%)
直接資源化量(トン)	3,656(25%)	3,999(28%)	3,901(28%)	4,153(28%)	4,241(29%)	4,304(30%)	4,545(33%)
総資源化量(トン)	3,867(26%)	4,134(29%)	4,048(29%)	4,316(29%)	4,376(30%)	4,436(31%)	4,669(34%)
再生利用率 エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	—
エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	9,562(65%)	9,080(63%)	9,009(64%)	9,260(63%)	8,878(62%)	8,914(62%)	8,128(59%)
最終処分量 埋立最終処分量(トン)	1,188(8%)	1,183(8%)	1,108(8%)	1,137(8%)	1,128(8%)	1,092(8%)	978(7%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

事業系ごみの総排出量は、近年の介護福祉施設の新設等のため横ばい傾向にあると分析しており、また大型リード施設もオープンしたことでもあり横ばい傾向は継続すると見込まれる。そのため、一般廃棄物処理基本計画の目標値と比べ、事業系ごみはH29実績値が横ばいで推移するものとして補正している。

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

#### (1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月 竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	妙高クリーンセンター	妙高市	流動床式焼却炉	70t/日	H8年12月～			(浸水深0.5m未満)浸水想定区周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなつた場合は県「市町村との災害時相互応援協定」に基づき、他自治体又は民間業者へ処理を依頼する。	
リサイクル施設	あらい再資源センター	妙高市	破碎機、選別機、プレス機	10t/日	H6年7月～			(浸水深0m)浸水想定区周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなつた場合は県「市町村との災害時相互応援協定」に基づき、他自治体又は民間業者へ処理を依頼する。	
一般廃棄物最終処分場	妙高高原最終処分場	妙高市	管理型	26m <sup>3</sup> /日	H13年4月～			(浸水深0m)浸水想定区周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなつた場合は県「市町村との災害時相互応援協定」に基づき、他自治体又は民間業者へ処理を依頼する。	
し尿処理施設	妙高し尿処理施設	妙高市	高度処理希釀方式	65k <sup>l</sup> /日 60k <sup>l</sup> /日	S62年5月～ H22年4月～			(浸水深0.5m未満)浸水想定区周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなつた場合は県「市町村との災害時相互応援協定」に基づき、他自治体又は民間業者へ処理を依頼する。	

#### (2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定期年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	妙高クリーンセンター	妙高市	流動床式焼却炉	70t/日	R6年3月31日	長寿命化計画を策定 後、基幹的設備改良工 事を行い延命化を図る	—	—	(浸水深0.5m未満)浸 水想定区周辺道路の浸 水により施設へ廃棄物 が搬入できなくなつた場 合は県「市町村との災 害時相互応援協定」に に基づき、他自治体又は 民間業者へ処理を依頼 する。	

2  
附  
錄

循環型社會形成推進付金等事業實施計畫總括表2(令和3年度)

事業種別	事業名	事業主体	事業番号※1	規模	総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)	備考			
					事業期間 交付期間	開始	終了	令和元年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
								令和元年度	令和2年度	令和3年度					
○マテリアルサイクル推進等に関する事業	リサイクルセンター	株式会社	※2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ選別施設整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源・選別施設整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不要品再生施設整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	展示施設整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストックヤード整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	容器包装リサイクル推進施設				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分別回収拠点整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模ストックヤード整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易プレス機整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ収集車整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仄溝施設整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の施設整備等(施設名記載)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	○エネルギー回収等に関する事業				2,583,240	63,032	1,072,094	1,448,114	2,195,707	2,195,707	25,273	93,1960	1,238,474		
	2,606,240	63,032	1,072,094	1,448,114	2,195,707	2,195,707	2,221,514	2,221,514	2,221,514	2,221,514	27,586	846,983	1,247,312		
	ごみ焼却施設整備	1	妙高市	70 t/d	R3 R5	2,606,240	63,032	1,072,094	1,448,114	2,195,707	2,195,707	25,273	93,1960	1,238,474	
	メタンガス化施設整備					0	63,032	1,072,094	1,448,114	2,195,707	2,195,707	27,586	846,983	1,247,312	
	ごみ燃料化施設整備					0	63,032	1,072,094	1,448,114	2,195,707	2,195,707	27,586	846,983	1,247,312	
	ごみの他施設整備等(施設名記載)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	○有機性廃棄物サイクル推進に関する事業				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ創価化施設整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ化成肥料化施設整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	○商業物販機中継に関する事業				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サテライトセンター整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	○最終処分に関する事業				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分場整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分場運営事業				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	○原処理に関する事業				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚泥再生処理センター整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニケーションプラント整備				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	○施設整備に関する計画支援事業				10,000	0	10,000	0	0	0	10,000	0	10,000	0	0
	妙高市「ごみ焼却施設基盤的改修改自事業(事業番号1)」に係る基本設計等調査事業	32	妙高市		R2	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0	0	0
	○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業				8,250	8,250	0	0	0	0	8,250	8,250	8,250	8,250	0
	妙高市「ごみ焼却施設基盤的改修改自事業(事業番号1)」に係る長寿命化総合計画策定支援事業	31	妙高市		H31	8,250	8,250	0	0	0	0	0	0	0	0
	○災害廃棄物処理計画策定支援事業				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計				2,601,490	8,250	10,000	63,032	1,072,094	1,448,114	2,195,707	2,195,707	25,273	93,1960	1,238,474
					2,624,490	8,250	10,000	63,032	1,072,094	1,448,114	2,195,707	2,195,707	27,586	846,983	1,247,312

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間 交付期間 開始 終了	交付金 必要の 要否	事業計画					備考
							平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	
発生抑制、再使用に関するもの	11	ごみの有料化	適正な処理コストを負担するごみの有料化を継続	妙高市	H31 継続							
	12	情報提供・意識啓発	地域向けのごみ減量・リサイクル推進説明会の開催、マイバッグ持参の普及啓発、事業者に向けたエコニュースの発行	妙高市、新潟県	H31 継続							
	13	環境教育の充実	小学校や各種団体の施設見学の受入れ、ケーブルテレビの市広報番組での啓発、地域への出前講座	妙高市	H31 継続							
	14	資源物の拠点回収	公共施設やごみ処理施設において、小型家電製品や割りばし、綿布、衣類・かばん・食器類などの拠点回収	妙高市	H31 継続							
	15	「もったいない！食べ残しぜロ運動」	市民や事業者への周知。飲食店・宿泊施設へ協力店への登録を呼びかけ。	妙高市	H31 継続							
	16	リユース情報の提供と啓発普及	不用品登録バンク制度の推進、中間処理施設でのリユースセンター設置、衣類・かばん・食器類の無料回収	妙高市	H31 継続							
処理体制の構築、変更に関するもの	21	家庭ごみの資源化推進	せん定枝・木材は大きさの制限を撤廃し民間事業者で受入。綿布・割りばし・入れ歯・使い捨てカイロ・小型家電製品・衣類・かばん類・食器類を市内公共施設等で拠点回収	妙高市	H31 継続							
	22	事業系一般廃棄物の資源化推進	事業活動に伴う廃棄物の処理責任を明確にし、家庭ごみ同様に分別し各施設へ搬入するよう啓発	妙高市	H31 継続							
	23	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物	事業者に対し燃えるごみの排出削減を啓発	妙高市	H31 継続							
	24	永続的な処理体制の確立	安定的なごみ処理システムの確保に向け、ごみ焼却施設の基幹的設備の大規模改修	妙高市	H33-H35							関連事業1
処理施設の整備に関するもの	1	妙高クリーンセンター	妙高市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	妙高市	H33-H35	○						関連事業24
	31	1の長寿命化総合計画策定支援	延命化計画、施設保全計画の作成	妙高市	H31-H31	○	作成等					関連事業1
施設整備に係る計画支援に関するもの	32	1の計画支援	基幹改良に向けた基本設計、発注仕様書の作成	妙高市	H32-H32	○		作成等				関連事業1
	41	臨時拠点回収の実施	あらい再資源センターから遠方の地域住民への資源物搬出への意識啓発	妙高市	H31 継続							
	42	事業者による身近なりサイクルの輪の推進	販売店や商店街の協力を得て、容器包装類やペットボトルなどの店頭回収の定着・拡大	市内スーパー等	H31 継続							
	43	事業系ごみの排出者責任による処理の推進	ごみの適正処理の推進と排出抑制意識の高揚	妙高市	H31 継続							
	44	公共施設等におけるごみ減量の取り組み強化	公共施設において率先したごみの発生抑制、分別排出の徹底、環境物品の購入や使用	妙高市	H31 継続							
その他	45	環境美化活動の推進・不法投棄対策	環境衛生対策協議会を通じて、各地域での一斉清掃など環境美化活動、不法投棄防止監視員によるパトロールやポイ捨てごみなどの回収作業	妙高市環境衛生対策協議会	H31 継続							
	46	災害時の廃棄物処理	災害廃棄物処理計画の基本方針に基づく迅速・適正な処理	妙高市	H31 継続							

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	妙高市
(2) 施設名称	妙高クリーンセンター
(3) 工期	令和 3 年度 ~ 令和 5 年度
(4) 施設規模	処理能力 70 t／日 (35 t／日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	流動床式焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) : 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) : 無
(7) 地域計画内の役割 ※1	焼却施設で発生した余熱については、場内暖房や場内温水に使用しているほか、隣接する健康増進施設へ温水を供給をしている。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

## 「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

## 「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	k Wh／ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 総事業計画額 ※2	2,583,240 千円 (全体 : 2,583,240千円) うち、交付対象事業費 2,195,707千円 (全体 : 2,195,707千円)
-------------------	--

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

## 計画支援概要

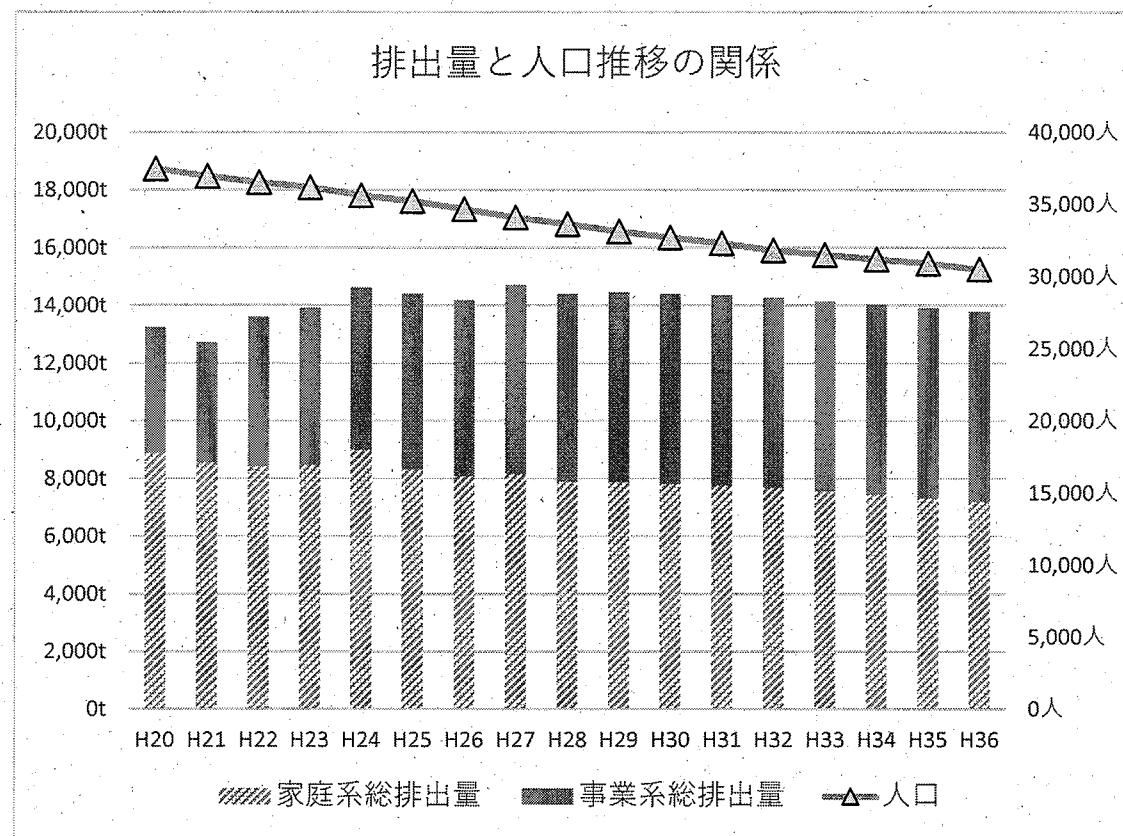
都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	妙高市		
(2) 事業目的	ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業による施設整備のため		
(3) 事業名称	妙高市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画策定支援事業	妙高市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る基本設計等調査事業	
(4) 事業期間	平成 31 年度～ 平成 31 年度	令和 2 年度～ 令和 2 年度	令和 年度～ 令和 年度
(5) 事業概要	長寿命化総合計画の作成業務	基本設計、発注仕様書の作成、各種数値の測定	

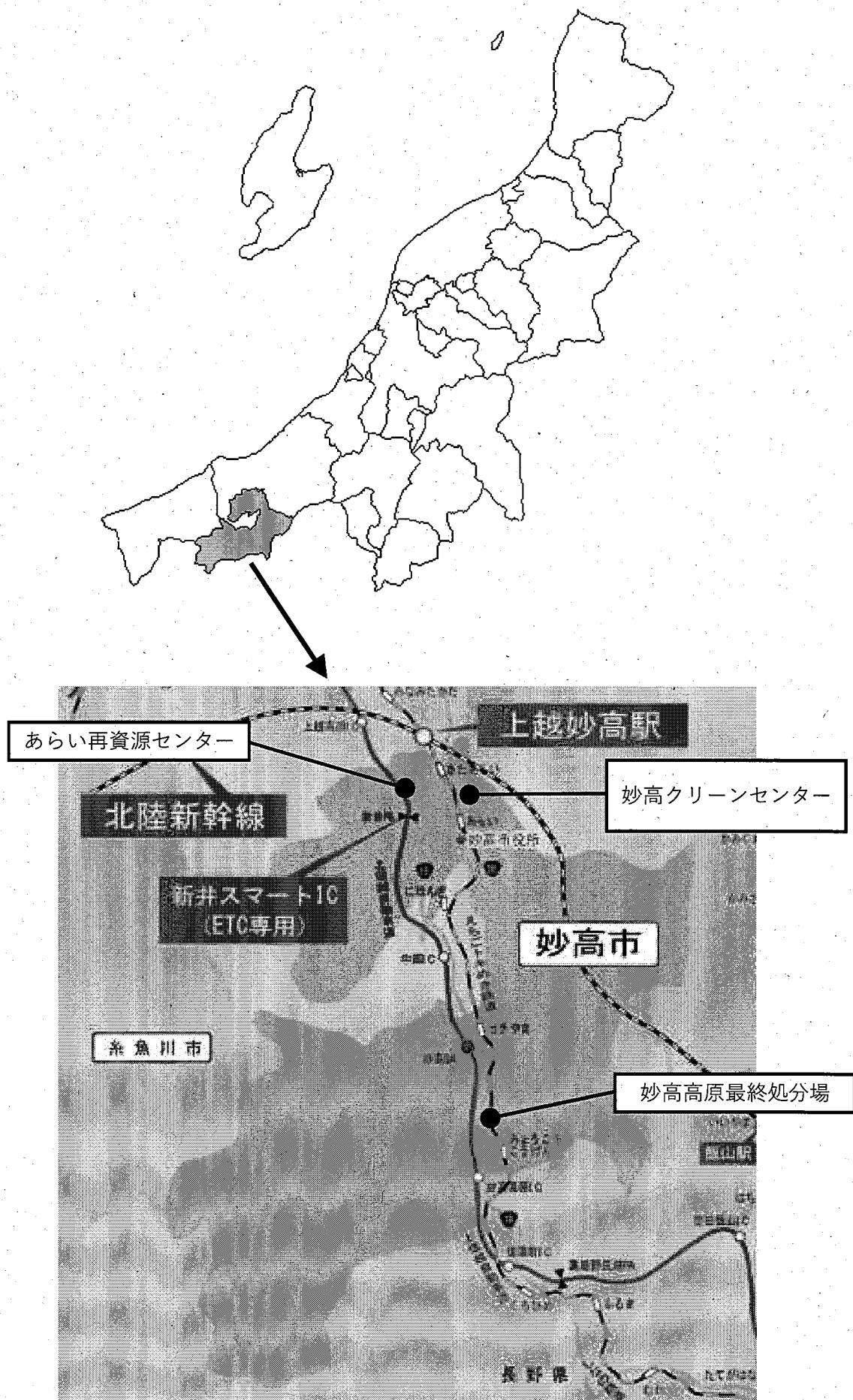
(6) 総事業計画額 ※1	8, 250 千円 (全体 : 8, 250 千円)	10, 000 千円 (全体 : 10, 000 千円)	千円(全体 : 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体 : 千円)
---------------	-------------------------------	---------------------------------	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

## (別添1) トレンドグラフ



(別添2) 計画地域内的一般廃棄物処理施設の位置図



(別添3) 現有施設の概要

施設名称	施設分類	処理する 廃棄物	種類	当初処理能力	所在地	竣工年月日
妙高クリーンセンター	ごみ焼却施設	燃えるごみ	准連続燃焼式焼却炉 (流動床式焼却炉)	70t／日 (35t/16h×2炉)	新潟県妙高市大字高柳931番地1	平成8年12月
あらい再資源センター	粗大ごみ 処理施設	金属ごみ 資源物	振動式傾斜ベルトコンベア型選別機 二軸剪断式破碎機 プレス機	10t／日	新潟県妙高市大字梨木7番地	平成6年7月
妙高高原最終処分場	一般廃棄物 最終処分場	固化灰 焼却残さ 不燃ごみ(陶器・ガラスくず・レザーダースト、練炭灰他)	管理型最終処分場	埋立容量 40,033m <sup>3</sup>	新潟県妙高市大字二俣350番地4	平成13年4月
	浸出水処理設備	浸出水 (管理型)	浸出水処理施設	26m <sup>3</sup> /日		
妙高し尿処理施設	し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥	昭和62年5月～平成22年3月まで 低希釈二段活性汚泥法処理方式+ 平成22年4月～高度処理希釈方式	60 kℓ/日	新潟県妙高市大字中川273番地1	平成22年4月 (昭和62年5月)



全てのアイコンをOFFにします。

詳細表示…簡易表示

下記のアイコンクリックで地図情報のON、  
OFFができます。

長良川\_計画規模浸水想定

凡例  
浸水した場合に想定される水深  
(ランク別)

- 5m ~ 10m 未満の区域
- 3m ~ 5m 未満の区域
- 0.5m ~ 3m 未満の区域
- 0.5m 未満の区域

矢代川\_降雨浸水継続時間

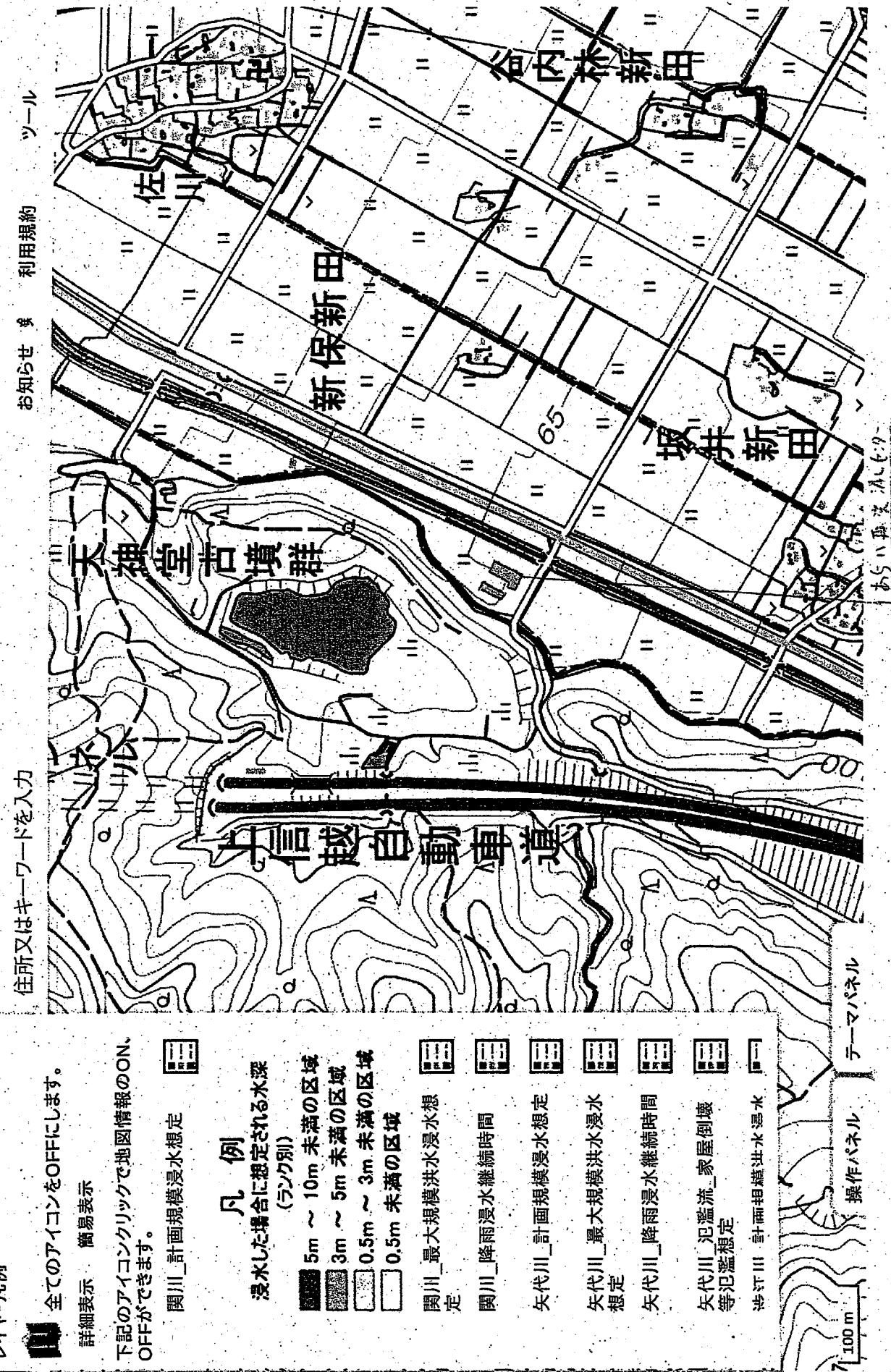
矢代川\_氾濫流\_家屋倒壊等氾濫想定

渋江川\_計画規模洪水浸水

渋江川\_最大規模洪水浸水

渋江川\_降雨浸水継続時間

渋江川\_氾濫流\_家屋倒壊等氾濫想定



住所又はキーワードを入力

全てのアイコンをOFFにします。

詳細表示 簡易表示

下記のアイコンクリックで地図情報のON、OFFができます。

関川\_計画規模浸水想定

**例**  
浸水した場合に想定される水深  
(ランク別)

- 5m ~ 10m 未満の区域
- 3m ~ 5m 未満の区域
- 0.5m ~ 3m 未満の区域
- 0.5m 未満の区域

関川\_最大規模洪水浸水想定

関川\_降雨浸水継続時間

矢代川\_計画規模浸水想定

矢代川\_最大規模洪水浸水想定

矢代川\_降雨浸水継続時間

矢代川\_氾濫流\_家屋倒壊等氾濫想定

港町川\_計画規模浸水想定

100 m テーマパネル 操作パネル

